

大崎上島町監査基準

目次

第1章 総則

第1節 一般基準（第1条－第7条）

第2節 実施基準（第8条－第15条）

第3節 報告基準（第16条－第18条）

第2章 監査等の実施

第1節 監査等の種類（第19条－第22条）

第2節 監査等の事前手続（第23条－第27条）

第3節 監査等の実施手続（第28条・第29条）

第3章 監査等の結果（第30条－第36条）

附則

第1章 総則

第1節 一般基準

（目的）

第1条 この告示は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「公企法」という。）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）の規定に基づいて監査委員が行う監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）並びにその他の行為の実施に関し、必要な事項を定めるとともに、議会及び町長又は関係する行政委員会等（以下「町長等」という。）並びに法第252条の30第1項に定める外部監査人との関係を明確にすることを目的とする。

（基本方針）

第2条 監査委員は、公正で合理的かつ能率的な町の行政運営確保のため、違法、不当の指摘にとどまらず、指導に重点を置いて監査等を実施し、もって町行財政の適法性、効率性及び有用性の増進に努めるものとする。

（監査委員の使命）

第3条 監査委員は、法令により定められた権限に基づいて、町の財務に関する事務の執行及び町の経営に係る事業の管理又は町の事務若しくは法定

受託事務（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第140条の5に定める事務を除く。）の執行（以下「事務事業の執行」という。）について監査基準に従い監査等を実施し、その結果に関する報告を決定し、これを町長等に提出し、及び公表するなどにより、民主的かつ効率的な行財政の執行に資し、もって住民の福祉の増進と地方自治の本旨の実現に寄与しなければならない。

- 2 法令の規定により監査委員が行うこととされているその他の行為については、法令の規定に基づき、かつ、監査基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。

（監査委員の責務）

第4条 監査委員は、町の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有し、その職務を遂行するに当たっては、常に独立かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持して、監査等を実施しなければならない。

- 2 監査委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 3 監査委員は、適切な監査計画に基づいて、監査委員の事務を補助する職員（以下「事務補助職員」という。）に対して必要な指示をしなければならない。
- 4 監査委員は、議会又は町長からあらかじめ意見を聴かれたり、外部監査人から協議を求められた場合には、信義誠実な態度で応じなければならない。

（専門性）

第5条 監査委員は、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持及び確保するため研鑽に努めるものとする。

- 2 監査委員は、事務補助職員に対し、監査委員の職務が本基準に則って遂行されるよう、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研鑽に努めさせ

るものとする。

(質の管理)

第6条 監査委員は、本基準に則って、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するため、事務補助職員に対して、適切に指揮及び監督を行うものとする。

2 監査委員は、監査計画、監査等の内容、判断の過程、証拠及び結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、保存するものとする。

(事務補助職員心得)

第7条 事務補助職員は、職務の執行に当たっては、特に、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 職責の重大性に鑑み、常に研修に心がけ、法令、条例、規則等(以下「法令等」という。)に精通するとともに、絶えず町政の現状に関心を持ち、監査等の参考となるような資料の収集に努めること。

(2) 監査等の実施に当たっては、監査委員の監査方針に従い、監査対象についてあらかじめ十分研究すること。

(3) 監査等の実施に当たっては、常に公平謙虚な心構えを持ち、能率的に実施すること。また、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様であること。

(4) 監査等の進捗状況は、絶えず上司に報告し、重要事項その他疑義のある事項については、その都度指示を受けること。

(5) 監査等の終了後は、速やかに復命書を作成し、監査委員に復命すること。

(6) 復命書は、事実の記載を主とし、自己の主観的判断を避け、要領よく、かつ、具体的に記述すること。

(7) 代表監査委員の命を受けた場合には、外部監査人の行う監査の適正かつ円滑な遂行に協力する。

第2節 実施基準

(実施の基本方針)

第8条 監査等の実施に当たっては、事務事業の執行が法令等及び議決並び

に予算等に基づいて行われているかに留意し、積極的かつ指導的に実施しなければならない。

(計画的な監査等の実施)

第9条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、リスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）の内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査計画を策定するものとし、監査計画には、監査等の種類、対象、時期、実施体制等を定めるものとする。

2 監査委員は、監査計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜、監査計画を修正するものとする。

(リスクの識別と対応)

第10条 監査委員は、監査等の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査等を実施するものとする。

(内部統制に依拠した監査等)

第11条 前条のリスクの内容及び程度の検討に当たっては、内部統制の整備状況及び運用状況について情報を集め、判断するものとする。

2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。

(監査等の実施手続の適用基準)

第12条 監査等の実施手続の適用は、監査等の種類、対象、目的、管理点検体制及び内部監査（内部考査）の信頼性の程度を勘案して、試査又は精査による。試査による場合は、その範囲を合理的に決定しなければならない。

2 試査は、監査等の対象となっている事項について、その一部を抽出して調査し、その結果によって、全体の正否又は適否を推定するものとする。

3 精査は、監査等の対象となっている事項について、全部にわたり精密に監査し、その正否又は適否を明らかにする。

(合理的証拠確保の基準)

第13条 監査委員は、監査項目の重要性、相対的危険性その他の諸要素を

十分考慮して、合理的な証拠を入手するまで監査等を実施しなければならない。

(各種の監査等の有機的な連携及び調整)

第14条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

(監査専門委員、外部監査人等との連携)

第15条 監査委員は、必要に応じて監査専門委員を選任し、必要な事項を調査させることができる。

2 監査委員は、監査等の実施に当たり、効率的かつ効果的に実施することができるよう、監査専門委員、外部監査人等との連携を図るものとする。

第3節 報告基準

(報告・意見書の提出)

第16条 監査委員は、監査等を終了したときは、公正不偏な態度をもって報告書、意見書(以下「報告書等」という。)を決定し、速やかに提出及び公表の取手続を取らなければならない。

(報告書等の作成)

第17条 報告書等には、監査委員の責任の範囲を明確にするために必要な項目を記載する。

2 監査等の結果は、簡潔明瞭かつ平易な文章で記述し、誤解を招く表現のないように留意しなければならない。

3 指摘事項については、合理的な基礎に基づかなければならない。

(報告書等の提出以前の周知の禁止)

第18条 監査等の結果は、原則として、報告書等の提出以前に、町長等の関係者以外の者に知らせてはならない。

第2章 監査等の実施

第1節 監査等の種類

(監査)

第19条 監査の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 定期監査(法第199条第4項の規定による監査)

毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて、次の事項について行う

もの

ア 町の財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施するもの

イ 町の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施するもの

ウ 必要に応じ、町の事務事業の執行に係る工事について、当該工事の設計、施工等が適正に行われているかどうか、また、建物等の維持管理が良好であるかどうかを主眼として実施するもの

(2) 随時監査（法第199条第5項の規定による監査）

必要があると認めるとき、定期監査に準じて実施するもの

(3) 行政監査（法第199条第2項の規定による監査）

必要があると認めるとき、町の事務又は法定受託事務（地方自治法施行令第140条の5に定める事務を除く。）の執行が、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかどうかを主眼として適時に実施するもの

(4) 財政援助団体等に対する監査（法第199条第7項の規定による監査）

財政援助を与えている団体、出資・支払保証団体、信託の受託者及び公の施設の指定管理者に対し、必要があると認めるとき、又は町長の要求に基づき、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施するもの

(5) 公金の収納又は支払事務に関する監査（法第235条の2第2項又は公企法第27条の2第1項の規定による監査）

指定金融機関等に対し、必要があると認められるとき、又は町長若しくは公営企業管理者の要求に基づき、公金の収納又は支払の事務が、法令等の規定及び指定契約の約定のとおり行われているかどうかを主眼として実施するもの

(6) 住民の直接請求に基づく監査（法第75条の規定による監査）

請求に係る事務の執行について実施するもの

(7) 議会の要求に基づく監査（法第98条第2項の規定による監査）

要求に係る事務について実施するもの

(8) 請願の措置としての監査（法第125条の規定による監査）

議会が採択した請願のうち、監査委員において監査することにより措置することが適当と認められたものについて実施するもの

(9) 町長の要求に基づく監査（法第199条第6項の規定による監査）

要求に係る事務の執行について実施するもの

(10) 住民監査請求に基づく監査（法第242条の規定による監査）

請求の内容について実施するもの

(11) 町長又は公営企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（法第243条の2の2第3項又は公企法第34条の規定による監査）

要求に係る事実の有無等について実施するもの

(12) 共同設置機関の監査（法第252条の11第4項の規定による監査）

共同設置機関の行う関係普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、規約で定める普通地方公共団体の監査委員が実施するもの

(13) 財政健全化計画等に対する町長の要求による監査（健全化法第26条第1項）

財政健全化計画、財政再生計画又は経営健全化計画を定めなければならない地方公共団体の長は、これらの計画を定めるに当たっては、あらかじめ、当該地方公共団体の財政の健全化のために改善が必要と認められる事務の執行について、監査委員に対し、法第199条第6項の監査の要求をしなければならない。

(検査)

第20条 検査の種類は、次に掲げるとおりとする。

例月現金出納検査（法第235条の2第1項の規定による検査）

会計管理者及び公営企業管理者の保管する現金（歳計現金、歳入歳出外現金、一時借入金、基金に属する現金及び預り金を含む。以下同じ。）の在高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納

事務が適正に行われているかどうかを主眼として実施するもの
(審査)

第21条 審査の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 決算審査(法第233条第2項又は公企法第30条第2項の規定による審査)

決算その他関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行又は事業の経営が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施するもの

(2) 基金の運用状況審査(法第241条第5項の規定による審査)

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施するもの

(3) 普通会計の財政健全化審査(健全化法第3条第1項による審査)

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査するもの

(4) 公営企業会計の経営健全化審査(健全化法第22条第1項による審査)

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査するもの

(報告の徴取)

第22条 監査委員は、地方自治法施行令第168条の4第3項又は地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第22条の5第3項の規定により、指定金融機関等に関する検査の結果について、会計管理者又は公営企業管理者に対して報告を求めるものとする。

第2節 監査等の事前手続

(監査計画の作成)

第23条 年間監査計画は、次に掲げる事項について定める。

(1) 年間における実施予定の監査等の種類及び対象

(2) 監査等の対象別実施予定時期及び監査等の実施担当課係名

(3) その他監査等の実施に関し必要と認める事項

2 実施計画は、監査等の種類別に次に掲げる事項について定める。

- (1) 監査等の種類
- (2) 監査等の対象事務等
- (3) 監査等の対象期間
- (4) 監査等の担当者及び事務分担
- (5) 監査等の基本方針
- (6) 監査等の実施場所及び日程
- (7) 監査等の項目及び着眼点
- (8) 監査等の実施手続の選択
- (9) その他監査等の実施上必要と認める事項
(事前通知)

第24条 監査等を実施するに当たっては、特別の場合を除き、町長等に対し、監査等の種類、期日、場所等をあらかじめ通知する。

(資料要求等)

第25条 監査等を実施するに当たっては、あらかじめ項目及び様式を定めて監査等に必要な資料を提出させ、必要に応じて事務事業の概況について説明を求める。

(事前研究)

第26条 監査等を実施するに当たっては、対象となる事務等についてあらかじめ関連法規等の調査研究を行い、基礎知識をかん養する。

2 前条の規定に基づき提出された資料について検討し、その問題点を把握する。

3 前回までの監査等における指摘内容及び問題点等を把握する。

(監査等の着眼点)

第27条 第23条第2項の規定に基づく実施計画において定める監査等の着眼点は、別に定める監査等の着眼点のうちから適宜選択するものとする。ただし、監査等の対象により、必要に応じて、その都度着眼点を追加して定めるものとする。

第3節 監査等の実施手続

(監査等の実施手続の適用)

第28条 第19条第1号から第5号まで、第20条及び第21条に掲げる監査等における監査等の実施手続の適用は、原則として試査による。ただし、試査によって異常を発見した場合には、当該事項について必要と認めるときは範囲を拡大して精査によるものとする。

(監査等の講評)

第29条 監査等に基づく監査対象課等の長に対する講評は、監査等の結果に関する報告の決定の前に行い、これに対する弁明又は意見を聴取するものとする。

第3章 監査等の結果

(報告書の提出)

第30条 監査又は検査を終了したときは、結果に関する報告を次に掲げるとおり提出しなければならない。

- (1) 第19条第1号から第5号までについては、町長等
- (2) 第19条第6号については、議会、町長等及び請求人の代表者
- (3) 第19条第7号及び第9号については、要求のあった議会又は町長
- (4) 第19条第10号については、請求人
- (5) 第19条第11号については、町長又は公営企業管理者
- (6) 第19条第12号については、関係地方公共団体の長
- (7) 第20条については、議会及び町長

2 事務の監査の請求に係る個別外部監査について、外部監査人から監査の結果報告があったときは、請求人の代表者に送付しなければならない。

3 住民監査請求に係る個別外部監査について、外部監査人から監査の結果報告があったときは、請求に理由があるかどうかを決定の上、請求人に通知しなければならない。

(意見書の提出)

第31条 決算審査及び基金の運用状況審査並びに財政健全化審査及び経営健全化審査を終了したときは、審査意見書を町長に提出しなければならない。

2 職員の賠償責任に関する監査の結果において、町長又は公営企業管理者

から賠償責任の免除について意見を求められたときは、意見書を提出しなければならない。

- 3 監査（第19条第5号、第6号、第8号及び第10号から第13号までの監査を除く。）の結果に基づいて必要があると認めるときは、監査の結果に関する報告に添えて、意見書を提出することができる。
- 4 外部監査人の監査結果について、必要があると認める場合は、議会及び町長に対して意見書を提出することができる。

（勧告）

第32条 住民監査請求に基づく監査の結果、請求に理由があると認めるときは、町長等に期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、これを請求人に通知し、かつ、公表しなければならない。

（報告等の決定）

第33条 報告等の決定のうち、次に掲げるものは、監査委員の合議による。

- (1) 第19条第1号から第4号まで、第6号、第7号、第9号、第10号及び第11号までに定める監査結果
- (2) 第21条に定める審査意見
- (3) 外部監査人の監査結果に関する意見
- (4) 住民監査請求に係る個別外部監査について請求に理由があるかどうかの決定及び勧告

2 監査委員は、報告等の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を町長等に提出するとともに公表するものとする。

（報告等の公表）

第34条 報告等のうち、第19条第1号から第4号まで、第6号、第7号、第9号、第10号及び第12号に定める監査並びに外部監査人からの報告に係るものについては、速やかに公表しなければならない。

- 2 公表は、大崎上島町公告式規則（平成15年大崎上島町規則第2号）に定める公示の例により行うものとする。
- 3 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員の連名で公表するものとする

る。

- (1) 監査の結果に関する報告の内容
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容
(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

第35条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) 本基準に準拠している旨
- (2) 監査等の種類
- (3) 監査等の対象
- (4) 監査等の着眼点（評価項目）
- (5) 監査等の実施内容
- (6) 監査等の結果

2 前項第6号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じ、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) 定期監査及び随時監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
- (2) 行政監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
- (3) 財政援助団体等に対する監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること。
- (4) 決算審査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であ

ること。

(5) 例月現金出納検査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われていること。

(6) 基金の運用状況審査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、町長から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実、かつ、効率的に行われていること。

(7) 普通会計の財政健全化審査及び公営企業会計の経営健全化審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であること。

3 第1項第6号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

(措置状況の公表等)

第36条 監査委員は、監査等の結果、指摘した事項又は表明した意見及び外部監査結果については、町長等から適時、措置状況の報告を求めるものとする。

2 監査委員は、第19条第1号から第4号まで及び第9号並びに外部監査に係る町長からの措置状況の通知は、これを公表しなければならない。

3 監査委員は、第19条第10号の住民監査請求に係る勧告に基づき、町長等から必要な措置を講じた旨の通知があったときは、これを請求人に通知し、かつ、公表しなければならない。

4 公表の方法については、第34条第2項の規定を準用する。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。